

旧男沼小学校跡地等利活用事業者選定

審査基準書

—目次—

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 第 1 | 審査基準書の位置付け .....       | 1 |
| 第 2 | 審査方法 .....             | 1 |
| 1   | 審査方法の概要                |   |
| 2   | 本事業に係る事業者審査委員会の設置      |   |
| 第 3 | 審査内容 .....             | 1 |
| 1   | 第一次審査（書類審査）            |   |
| 2   | 第二次審査（プレゼンテーション）       |   |
| 第 4 | 優先交渉権者等の決定 .....       | 2 |
| 別紙  | 企画内容審査の評価項目及び配点等 ..... | 3 |

## 第1 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、熊谷市が旧男沼小学校跡地等利活用事業（以下、「本事業」という。）において地域の活性化や学校施設の有効活用を担う事業者の募集・選定等を行うに当たり、最も優れた事業者を選定するための審査方法、審査基準等を示すものであり、「募集要項」と一体をなすものです。

## 第2 審査方法

### 1 審査方法の概要

本事業では、学校施設の有効活用などにおいて、官民連携により民間事業者のノウハウの活用を図るとともに、地域コミュニティの維持を実現するため、事業者の選定については、事業計画の妥当性、業務遂行能力、地域住民の要望への配慮等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとします。

### 2 本事業に係る事業者審査委員会の設置

熊谷市では、事業者の募集及び選定に当たり、応募者からの提案に対して客観的かつ公正な視点から評価を行うため、熊谷市プロポーザル競争の実施に関するガイドライン第6の規定に基づき「旧男沼小学校跡地等利活用事業者選定公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

審査委員会は、応募者からの提案を基に、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行います。

## 第3 審査内容

### 1 第一次審査（書類審査）

#### (1) 応募者の資格要件の確認

応募者から提出された書類に基づき、実施要領に規定する応募者の資格要件等を満たしているかを確認します。

#### (2) 提出書類の確認

応募者から提出された参加表明書について不備等ないかについて確認します。

※審査を円滑に行うため、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があります。

## 2 第二次審査（プレゼンテーション）

応募者から提出された提案を総合的に審査します。

企画内容の審査においては、応募者とのヒアリング（質疑応答）も実施します。

※審査を円滑に行うため、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があります。

### (1) 企画内容審査

企画内容審査の評価項目及び配点は別紙「企画内容審査の評価項目及び配点等」に示すとおりです。

企画内容審査は、別紙「企画内容審査の評価項目及び配点等」に基づき行います。

### (2) 価格審査

価格審査点は、貸付提案額を以下の式で得点化します。

価格審査点は、小数点以下第2位を四捨五入して求めるものとします。

ただし、応募者が1社の場合には、熊谷市が求める提案であることを前提とした上で、当該応募者の価格審査点を25点とします。

$$\text{価格審査点} = \text{貸付提案額（年間）} \div \text{最高貸付提案額（年間）} \times 25 \text{点}$$

### (3) 総合評価

企画内容審査及び価格審査の得点合計により、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

なお、最高得点が同点の場合は、企画内容審査点が上位の者を優先交渉権者とします。

| 審査点の区分  | 配点   |
|---------|------|
| 企画内容審査点 | 230点 |
| 価格審査点   | 25点  |
| 合計点     | 255点 |

## 第4 優先交渉権者等の決定

審査委員会において優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、全ての応募者に結果を通知するとともに、熊谷市ホームページで公表する予定です。

### 企画内容審査の評価項目及び配点等

企画内容審査点について、以下の企画内容審査の評価項目及び配点において審査します。

| 審査項目                   | 評価項目                                           | 配点  |
|------------------------|------------------------------------------------|-----|
| 事業概要等（実施方針・コンセプト・事業効果） | 本事業の目的を十分に理解した提案となっているか。                       | 10  |
|                        | 事業コンセプトに将来性や魅力が感じられるか。                         | 10  |
|                        | 学校施設（土地・建物）が全体として有効活用されるか。                     | 10  |
|                        | 事業の効果が、市や地域にとって有益であるか。                         | 10  |
| 事業の実施体制                | 事業の実施体制（人員配置を含む。）が十分構築されているか。                  | 10  |
|                        | 事業を円滑に進めるための工夫等がなされているか。                       | 5   |
|                        | 類似事業の取組実績があるか。                                 | 5   |
| 事業の実現性                 | 事業実施に当たっての想定スケジュールが、無理なく確実性の高いものであるか。          | 5   |
|                        | 事業継続性が十分見込めるか。                                 | 10  |
|                        | 想定されるリスクとその対応策が十分講じられているか。                     | 10  |
|                        | 事業の収支計画が、矛盾なく根拠のあるものとなっているか。                   | 10  |
| 地域への貢献、地域の活性化          | 学校施設を有効活用することで、地域の活性化や地域の魅力創出に寄与する提案となっているか。   | 20  |
|                        | 地域や地元企業と連携した運営に関する提案となっているか。                   | 15  |
|                        | 地域の要望を取り入れた事業提案となっているか。                        | 20  |
| 施設の維持管理                | 土地・建物の維持管理方法は適切か。                              | 10  |
|                        | 維持管理について、予防保全、事故・災害・犯罪等の未然防止や発生等に備えた計画となっているか。 | 10  |
| 避難所機能や施設開放             | 避難所機能を維持するためのスペースが十分確保できるか。                    | 20  |
|                        | 災害発生時に速やかに協力できる体制や方法が提案されているか。                 | 20  |
|                        | 地域住民やスポーツ団体等への施設開放について、十分な配慮がなされているか。          | 20  |
| 合計                     |                                                | 230 |